



平成9年10月1日

都道府県建築主務部長 殿

〒110-0015

東京都台東区東上野 6-23-5

日本 RV 輸入協会

会長 吉開 毅

トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて（お願い）

日本 RV 輸入協会では、キャンピングカーやトレーラーハウスの輸入の円滑化と日本に於ける健全な普及を図るべく努力しているところです。

キャンピングカーやトレーラーハウスの輸入の円滑化の為の法整備については、平成7年以来、在日米国大使を通じ日本政府（OTO）と協議中のところでありますが、トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについては、平成8年3月26日のOTO本部政府決定を受け、平成9年3月31日、建設省は通達（住指発第170号）を出し、当面の対応を行うこととなった次第であります。

通達の内容は、極めて分かりにくい内容となっている為、その運用が都道府県庁により異なっており、一部では本通達を事実上無視し従来通りトレーラーハウスを建築物扱いする事例が発生しております。

当協会としましては本通達は日本政府がトレーラーハウスを健全なものとして積極的に日本に受け入れるとの前提の下に出された国際公約であることを充分理解された上で、適切に弾力的に運用いただくようお願い申し上げます。